

05 法務省 非予算(特区・地域再生 再検討要請).xls

管理コード	要項事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項 管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係府省庁	
0520010	外国人単純労働者における企業内転勤の一部自由化	出入国管理及び難民認定法第二条の二 第七条、 別表第一の二 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の 基準を定める省令	在留資格「企業内転勤」を申請する外国人は、申請に係る転勤の直前に、外国にある本店、支店その他の事業所において1年以上継続して(企業内転勤)の在留資格をもって外国に当該事業所のある公衆の機関の本邦にある事業所において業務に従事していた期間を含む。) 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技術的又は人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる業務に従事していることが必要である。また、日本人が従事する場合と同等級以上の報酬を受けることも要件とされている。		国内に本社があり、外国に現地工場を有する企業において、外国人単純労働者の国内事業所への企業内転勤の一部自由化を推進する。	現在出入国管理及び難民認定法の企業内転勤においては、高度な技術者等のみの在留資格を認めているが、これからは外国人の良質な単純労働者(中級技術者)を、国内に一定条件のもとに治外法権的に受け入れる必要があると考えられる。そのため、現地事業所で6ヶ月以上勤務した者に対して、国内事業所への転勤を原則自由化するべきである。企業が国内に生産拠点を部分づつすることにより、流通コストの削減と国内での設備投資及び流通が増え活性化につながる効果がある。またそれに伴う国内の労働市場への影響については、治外法権的に特定工場の中だけで実施される(労働基準法・最低賃金法の除外)、一般国民とは区別されるので国内への影響は皆無と予想される。治安に關しても、研修生制度と違い現地ブローカーの介入がなく、現地事業所の勤務成績により企業責任で転勤が実施されると推察されるので、影響はないと思われる。	C	I-III	「企業内転勤」は企業の国際化の進展に伴い、企業における人事異動による外国人の受入れの必要性を踏まえ設けられた在留資格であり、この趣旨を逸脱して、外国で労働者を雇用し、本邦に転勤させて活動内容を問うことなく業務に従事させることは事実上の単純労働者の受入れにつながるおそれがあり、そのような緩和措置を講ずることは困難である。本件提案の趣旨は現在我が国で受入れが認められている専門的・技術的な労働者に分類されない、いわゆる単純労働者の受入れを求めるものであると解されるが、このような外国人労働者の受入れは、我が国の社会に大きな影響を与え、将来的な我が国の在り方にも関わることであり、国民的コンセンサスを踏まえて慎重に対応する必要があるというのが政府の基本方針であり、これと明らかに矛盾する政策を特区の中で実施することは不相当である。					1 0 0 0 1 1 0	個人	青森県	法務省 厚生労働省
0520020	行政書士の「代理人としての内容証明郵便作成・送付業務」の明確化	弁護士法第72条、第77条第3号	弁護士でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、その違反者には罰金が科される。		行政書士が「代理人としての内容証明郵便作成・送付業務」を行うことを、有権解釈その他の方法で明確化する。	2001年成立の改正行政書士法1条の3第2号「行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること」により、行政書士は代理人として内容証明郵便作成業務を行えるようになり、付随して送付業務も行うと解釈できる。2003年成立の改正弁護士法72条により、各士業法(行政書士法、司法書士法、弁理士法、税理士法)との調整が行われた。ところが、行政書士の「代理人としての内容証明郵便作成・送付業務」は弁護士法72条違反ということがある。行政書士は行政書士法(司法書士法科目が追加)により能力担保がなされており、行政書士法や行政書士倫理等により倫理に関する担保もなされている。	C	I	弁護士法72条が無資格者による他人の法律事務への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者その他関係人らの利益を損ない、法律秩序を害するおそれがあるからである。この趣旨からすれば、厳格な資格要件が設けられ、かつ、その職務の誠実適正な遂行のための必要な規律に服すべきものとされるなど、法律専門家としての能力的・倫理的担保を図るための諸般の措置が講じられた弁護士が法律事務を行うことには、十分な合理性、必要性があると考えられる。 御要望の「代理人としての内容証明郵便作成・送付業務」が具体的にいかなるものを指すのか明らかでないが、仮に、弁護士法72条の「法律事務」に該当するものを指すのであれば、その範囲は極めて多岐に渡り、かつ、当事者及び利害関係人の利害に重大な影響を及ぼすものであることから、幅広い法律分野に関する法律専門知識・能力及び高度の倫理が必要とされる。したがって、弁護士と同程度の法律知識・能力及び倫理が担保されることなく、弁護士以外の者について当該業務を行うことを認めることは相当でない。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。				1 0 0 5 0 2 0	個人	香川県	法務省 法務省
0520030	行政書士の「紛争性のない契約締結代理業務」の明確化	弁護士法第72条、第77条第3号	弁護士でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、その違反者には罰金が科される。		行政書士の「紛争性のない契約締結代理業務」を、行政書士法に「行政書士はこれらに関する相談に応じることができる。」と規定する。	2001年成立の改正行政書士法1条の3第2号「行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること」について、行政書士法を併用する事務者の有権解釈として、「直接契約代理を行政書士の業務として位置づけるものではないが、行政書士が業務として契約代理を行い得るとの意味を含むものと解される。」(総務省行政課二風情昭「行政書士法の一部改正について」地方自治649号92頁・2001年)とある。 国民が安心して行政書士に「紛争性のない契約締結代理業務」を依頼できるよう、行政書士法に「紛争性のない契約締結代理業務」を規定すべきである。 法務省が総務省の有権解釈を否定することは越権行為である。 「紛争性のない契約締結代理業務」には交渉能力(交渉に関する知識・技術)が必要であるが、仮に「紛争性のない契約締結代理業務」が弁護士法72条の規制対象で、弁護士独占業務とすると、司法試験科目に交渉力はなく、弁護士には交渉能力の担保措置がなされていないので、弁護士独占業務は極めて不合理である。	C	I	「紛争性のない契約締結代理業務」は交渉能力(交渉に関する知識・技術)が必要であるが、仮に「紛争性のない契約締結代理業務」が弁護士法72条の規制対象で、弁護士独占業務とすると、司法試験科目に交渉力はなく、弁護士には交渉能力の担保措置がなされていないので、弁護士独占業務は極めて不合理である。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。				1 0 1 5 0 3 0	個人	香川県	総務省 法務省
0520040	平和巡礼特区	出入国管理及び難民認定法第2条の2 出入国管理及び難民認定法施行規則第3条	短期間の観光、講習、または金へへの参加等の目的で入国する外国人については、在留資格「短期滞在」を付与している。(在留期間は最長90日)		外国人が平和について学ぶ、あるいは認識を深めることを目的とするような観光目的で我が国へ入国する場合には、90日以内の「短期滞在」に在留資格が認められ、査証が必要な場合には、在留資格が認められたことに伴い、通常入国時と同程度の発給されること。『広島 平和巡礼』という特別な在留資格(在留期間は平和巡礼終了まで)を規定し、その際、査証は免除とする。	提案理由: 広島を名実共に世界の平和の聖地とするための『平和巡礼都市 HIROSHIMA ブランドの確立』を図る目的で、地球人類の来訪を促進させるために独自の法整備を必要とする。目指す姿は、ヒロシマ発の国、民族、宗教を超えた真の平和体験空間。 「広島再生」は内閣中心の経済活性化策が必要であり、雇用創出の観点からも、魅力溢れる広島観光まちづくりの機運を高め、「一次土木観光事業」「未来の世界遺産」「ハウムクレーン」の街 HIROSHIMA」を推進の契機とした。 予防措置: 懸念される。我が国の安全・安心を脅かす外国人、テロリストや犯罪者などの入国者に対しては厳格な対応を行う必要がある。 その対象として『広島 平和巡礼』では ① 「平和巡礼区域」を指定する ② 予め、その区域を事前申告する ③ GPS等の最新技術の導入により平和巡礼者の現在位置を常時把握するなど、事実上厳重なる安全管理下での「平和体験学習」を基本とする。 そして、仮にテロリストが入国した場合であっても、テロを放棄するぐらいの内容の「平和体験学習」でなければならぬと考える。	D	I	「平和体験学習」を目的とした入国・在留は、新たに特別な在留資格を設けなくても現在の在留資格「短期滞在」により可能である。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。				1 0 2 3 0 1 0	ワールド・ピース・ヒロシマ	広島県	法務省 外務省
0520050	医療ビザの創設	出入国管理及び難民認定法第2条の2 出入国管理及び難民認定法施行規則第3条	我が国で治療等を受ける目的で入国する外国人については、在留資格「短期滞在」等を付与しており、治療が入国当初の予定よりも長期化する等の事情で在留期間の更新等の申請があった場合には、所定の審査を行った上で、これを認めると、個別の事情に応じて、柔軟に対応している。		外国人患者が、日本国内の高度先端的な医療機関を受診する場合、検査から治療、回復に至るまで十分滞在できる査証(医療ビザ)を創設し、迅速に発給できるようにする。	現行の出入国管理及び難民認定法では、外国人患者が日本の医療機関を受診する場合、短期滞在ビザを申請し、90日間の在留が可能だが、病状によっては、その期間内に十分な治療が行えないケースもある。 高度医療を必要とする外国人のニーズに応えるため、外国人患者が日本国内の高度先端的な医療機関を受診する場合、検査から治療、回復に至るまで十分滞在できる査証(医療ビザ)を創設し、迅速に発給できるようにする必要がある。 (対象となる医療機関) (認定条件) ① 内視鏡手術や粒子線治療などの先端医療を実施していること ② 医療通訳などの外国人受け入れ体制が整っていること	F	III	治療等を受ける目的で我が国に入国・在留する外国人については、在留資格「短期滞在」等を付与しており、滞在中に当初の予定が変更となり長期化した場合も含め、現行法令の下で対応可能であるが、「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において「いわゆる『医療滞在ビザ』を創設し、査証・在留資格の取扱を明確化して複数回渡、制限等を強化する」とされていることから、現行制度で対応できない又は不便が生じている等の具体的事例を踏まえ、対応策について検討を進めて参りたい。	回答で「検討を進める」としているが、結論を得る時、実施時期についてお示し願いたい。併せて、右提案主体からの意見を踏まえ、回答された。				1 0 3 0 1 0	兵庫県	兵庫県	法務省 外務省

05 法務省 非予算(特区・地域再生 再検討要請).xls

管理コード	要項事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府県庁		
0520110	個人が所有しているエコポイントと当選品付き抽選券を交換するエコポイント宝くじの創設を正当化する特別法の制定	刑法185条、187条	刑法185条、187条			①エコポイント宝くじ特別立法設立で地球温暖化を止める CO2-25%削減は、日本が世界に対して約束したマニフェストである。よって世界共通の目的を達成するための大義名分のために立案、協議実行する基本となるものである。 ②エコポイントの集約化は経済活性化の活路となる 近代産業が急速に集約化する中において、ポイント&マイル部分については集約化が進んでいない。最大の理由は発生主体企業等がなるべく権利行使しない期間付きで実施する事にならない。現状の経済界においては新しい形態のイノベーションの実施こそ事業発達のキーポイントとも書かれている。財源なき政府経済政策においては、現在又は将来において1000億ポイント単位でネット上においての決済等を通じて経済流通上にポイントを企業通貨として利用すれば、昨年より発行のグリーン家電エコポイント、エコカー補助金、住宅関連エコポイント等の合計は約9000億、専門業者の取引は約4倍の3兆6000億の経済波及効果ありと推定されている。 ③現在政府が求めているものは、内需拡大の施策である 現在実行中の予算の中のポイント部分統一化を計る事によって、全国民に対してシンプルで分かりやすく、新たな形態の経済方針が示された事となる。本事業の推進によって、企業各社もエコ協賛ポイントを発行する事になると思われる。いずれにしても、国民に対して、夢を希望とコロンを与え、感動・感動・スリルが口コミで広がり、国民の中へファンタジックな経済思想を植えつけることが最大のテーマであると思ふ。	C	I	議博、富くじの発売等については、刑法により罰則が定められているところ、当該行為を正当化する特別立法については、法務省が積極的に検討する主体ではないものの、いずれかの府県において本事業に係る行為を正当化する法律を立案することになれば、その内容について、法務省が個別に当該府県との協議に応じる用意はある。					エコポイント宝くじ	1 0 5 8 0 1 0	議博商事、福井県商工会議所	福井県	総務省 法務省 経済産業省 国土交通省 環境省
0520120	小規模金融構造改革特区	利息制限法第1条	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第5条			○アクセス自由な小規模金融市場の創設 (1)について 利率制限法第1条は、上限利息を元本額に応じて年1割5分から2割と定めており、少額・短期貸付けの場合であっても特例を認めていない。 ○アクセス自由な小規模金融市場の創設について 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第5条は、金利違反の罪となる上限金利を年2.0%と定められており、少額・短期貸付けの場合であっても特例を認めていない。							1 0 6 6 0 1 0	大阪府	大阪府	金融庁 法務省 消費者庁		
0520130	大規模コンベンション参加者への入国サポート等の制度化		国際会議等への出席者については、会議等の主催者等からの便宜供与等により、事前に参加者名・参加人数・入国時期等の情報を提供した上で、航空会社による入国審査時に必要に応じて臨時専用レーン等に必要に応じて臨時専用レーン等を設けることとしている。			○アクセス自由な小規模金融市場の創設 (1)について 利率制限法第1条は、上限利息を元本額に応じて年1割5分から2割と定めており、少額・短期貸付けの場合であっても特例を認めていない。 ○アクセス自由な小規模金融市場の創設について 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第5条は、金利違反の罪となる上限金利を年2.0%と定められており、少額・短期貸付けの場合であっても特例を認めていない。							1 0 6 6 0 7 0	大阪府	大阪府	法務省		
0520140	大規模コンベンション参加者への入国サポート等の制度化		乗員・乗客以外の者の入国審査場等の立入制限区域への立入りは、関係府庁から税関への便宜供与依頼に基づき、航空保安、出入国管理などによる支援のない範囲で認められているものと承知している。			○アクセス自由な小規模金融市場の創設 (1)について 利率制限法第1条は、上限利息を元本額に応じて年1割5分から2割と定めており、少額・短期貸付けの場合であっても特例を認めていない。 ○アクセス自由な小規模金融市場の創設について 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第5条は、金利違反の罪となる上限金利を年2.0%と定められており、少額・短期貸付けの場合であっても特例を認めていない。							1 0 6 6 0 7 1	大阪府	大阪府	法務省 財務省 国土交通省		
0520150	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法ではない者が、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務を行うことはできない。また、違反者は罰則が科される。			○アクセス自由な小規模金融市場の創設 (1)について 利率制限法第1条は、上限利息を元本額に応じて年1割5分から2割と定めており、少額・短期貸付けの場合であっても特例を認めていない。 ○アクセス自由な小規模金融市場の創設について 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第5条は、金利違反の罪となる上限金利を年2.0%と定められており、少額・短期貸付けの場合であっても特例を認めていない。							1 0 6 9 0 1 0	個人	法賀県	法務省		

05 法務省 非予算(特区・地域再生 再検討要請).xls

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項 管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係府省庁
0520160	登記事務の地方自治体への移 管	法務省設置法第4条第2 号、第18条第1項	法務局及び地方法務局は、法務省 の所掌事務のうち、第4条第2 号に掲げる事務（登記事務）を分 掌する。		企業や市民が、気軽に登記制度にアクセスで き、かつ、現在の法務局関連の予算を削減して地 域主権を推進するため、登記事務を法務局から 地方自治体へ移管して頂きたい。	本提案におけるメリットは、以下のようなものがあると考えられます。 ○ オンライン化の進んだ現在では、登記についても地方自治体が管理し、事務を行うことが行政の 簡素化・合理化に資する。（そもそも、地域に存在する不動産や法人についての登記が、その自治体 でなく、国の出先機関である法務局の管轄であることが不合理である。） ○ 昨今の法務局の統廃合により、近くにあった法務局がなくなってしまう、市民が登記情報にアクセ スしにくくなってしまった現状も解決できる。 ○ 国の登記に関する予算削減、地域主権・財源委譲に資する。 ○ 国が財団法人民事法務協会に対して支出している予算を削減できる。	C	I	登記制度は、経済活動の基盤を形成し、社会の信頼を支える制度であるため、国が維持管理 すべき制度である。この登記制度のうち不動産登記制度は、国民の重要な財産である不動産に ついて、その物理的現況と権利関係を明確にして、取引の安全を図るとともに、国土開発・徴税 等の国家施策の基盤をなしている。また、商業登記制度は、権利義務の主体となる法人を創設 し、その組織と業務内容を明らかにして、取引秩序を維持する制度であり、国家運営の基本をな している。 このように、国家運営の基本をなす登記事務については、国の重要な政策課題の実現に当 たって、その企画立案部門と連携しながら制度を運用し、あるいは見直す必要があることから、 国が企画・立案から業務執行まで一貫して担うべきである。 以上のことから、登記事務を地方自治体へ移管することはできない。				1 0 6 9 0 2 0	個人	滋賀県	法務省